

沼津市中心市街地まちづくり戦略会議設置要綱

平成 30 年 9 月 18 日決定

(設置)

第 1 条 第 2 次沼津市都市計画マスタープランに掲げる都市の魅力向上による中心市街地の再生に向け、中心市街地のまちづくりについて、様々な見地から意見を求めるとともに、関係者間での情報共有、調整及び連携を図ることを目的として、沼津市中心市街地まちづくり戦略会議（以下「戦略会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 戦略会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 中心市街地のエリア戦略
- (2) 沼津駅南口駅前広場周辺の再構築方針
- (3) 沼津駅周辺総合整備事業エリアの整備方針
- (4) その他中心市街地のまちづくりに関し必要な事項

(組織等)

第 3 条 戦略会議は、委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者及び次の各号に掲げる団体等が推薦する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係地区内の自治会
- (2) 沼津市商店街連盟
- (3) 沼津商工会議所
- (4) 交通事業を行う団体
- (5) 関係行政機関
- (6) 沼津市
- (7) その他市長が必要と認める団体等

3 委員の任期は、平成 32 年 3 月 31 日までとする。

(会議)

第 4 条 戦略会議の会議は、市長が招集する。

2 戦略会議の会議に座長を置き、委員の互選により、これを定める。

3 座長は、戦略会議の会議を進行する。

4 座長に事故等があるときは、あらかじめ座長が指名する委員が、その職務を代理する。

- 5 市長は、必要があると認めるときは、戦略会議の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 6 戦略会議は、必要があると認めるときは、戦略会議の会議を一般に公開しないことができる。

(ワーキンググループ)

- 第5条 戦略会議は、第2条各号に掲げる事項について、集中的に意見交換及び調査研究をさせるため、ワーキンググループ（以下「WG」という。）を設けることができる。
- 2 WGは、学識経験者及び第3条第2項各号に掲げる団体等が推薦する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命するもので構成する。
 - 3 前条の規定は、WGの会議に準用する。この場合において、同条中「戦略会議」とあるのは「WG」と、「座長」とあるのは「WG座長」と、「委員」とあるのは「WGに属する者」と読み替えるものとする。
 - 4 WGは、検討結果等について、戦略会議へ報告するものとする。

(事務局)

- 第6条 戦略会議及びWGの事務局は、都市計画部まちづくり政策課及び沼津駅周辺整備部推進課に置く。

(補則)

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、戦略会議及びWGの運営に関し必要な事項は、都市計画部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年9月18日から施行する。